

ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、スタイルラベル（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社は旅行業契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社契約」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要な事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときと、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受けたときになります。
- (2)当社は電話、郵便及びクレジットカードの他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点は契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が承認したときに、また、郵便又はファクシミリでのお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承認する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通常契約によって契約が成立するときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社は、団体、グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、満席・満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがあります（以下、「この状態のこと」「ウェイティング」といいます）。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも当社は申込書の提出及び申込金と同額を預かりとして申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません）ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前のお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該預かり金を全部戻します。
- (9)本項目(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能なった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預かり金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- (1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行について（年令、資格、性別等）その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽証や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)慢性疾患をおもものの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害がある方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な限り特別的な配慮をする範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置による費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していくべき場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、助弼者/同伴者の同行などを条件とさせていただとか、コースの一部について内容を変更させていただかず、又は自己負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお勧めさせていただかず場合があります。
- (7)当社は、本項目(2)(6)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)はお申込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一時の費用はお客様のご負担になります。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項目(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。また、当社とお客様が第24項に規定する通票契約を締結しない場合であっても、お客様が提携会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第14項に規定する取消料・進約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替料をお支払いいただけます。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「追加料」、及び第23項の「更変補償金」の額の算出上の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他ホームページ、パンフレットににおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
(1)超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
(2)空港施設使用料金等（ホームページ、パンフレットに明示した場合を除きます。）
(3)リーフレット等（電話料金等の他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う旅費）
(4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
(5)運送機関に課する付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に記載して表示した場合を除きます。）
(1)ホームページ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
(2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
(3)ホームページ、パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
(4)ホームページ、パンフレット等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
(5)その他ホームページ、パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ、パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運動、運送・宿泊機関等の旅行を提供する当社の官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の開きに備え得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止めないと当社が事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することをあります。

この場合、お客様をおウェイティング登録の解除のお申出があつた場合又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかつた場合」は、当社は当該預かり金を全部戻します。

(9)本項目(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能なった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預かり金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- (1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行について（年令、資格、性別等）その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (4)お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (5)お客様が風説を流布したり、偽証や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (6)慢性疾患をおもものの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害がある方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な限り特別的な配慮をする範囲内でこれに応じます。

- (7)当社は、この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置による費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していくべき場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、助弼者/同伴者の同行などを条件とさせていただとか、コースの一部について内容を変更させていただかず、又は自己負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお勧めさせていただかず場合があります。

- (8)当社は、本項目(2)(6)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)はお申込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

- (9)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一時の費用はお客様のご負担になります。

- (10)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

- (11)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (12)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項目(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。

15. 旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

- ①お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののうちの他の重要なものである場合に限ります。
b. 第23項(1)に記載する旅行代金が増額されたとき。
c. 戦争、暴動、運動、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるそれが極めて大きいとき。
d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同様に規定する日までにお渡ししなかったとき。
e. 旅行日程に掲載した旅行実施が不可能となったとき。
③当社は本項目(1)の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻します。また本項目(1)の(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

(2)当社の解除権

- ①お客様がホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただけます。
- ②次に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
a. お客様が当社のあらかじめ示した性別・年令・資格・技能その他の条件を満たしていないとき。
b. お客様が第4項の(3)から(5)までにいすれかに該当することが判明したとき。
c. お客様が病気やけが等による必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。
d. お客様が他の人のお見送りを希望し、又は団体行動の円滑な実施を妨げるお見送りを希望するとき。
e. お客様が契約内容に関し合意した範囲を超える負担を求めたとき。
f. お客様が旅行の目的地への到着等の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前に当たる日より前に、旅行中止のご通知をいたしました。
g. ゲーム等を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ示したとき。
h. 天災地変、戦争、暴動、運動、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した最低催行人員に満たないとき。
③当社は本項目(2)の(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引き払い戻します。また本項目(2)の(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

- ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられないのである場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(2)当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
a. お客様が病気、弱体化等の事由により旅行の継続に耐えられないとい認められるとき。
b. お客様が第4項の(3)から(5)までにいすれかに該当することが判明したとき。
c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による運送機会の停止または運送機会の遅延等の場合は、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき。
d. 天災地変、戦争、暴動、運動、宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行実施が不可能となったとき。

②解除の効果

- ③旅行の途中で、旅行の事由が当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したために、その提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して取消料・違約料等の支拂いを請求する。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が当該旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービスに支拂うべき取消料・違約料その他の費用を差し引き払い戻します。
- ④本項目(2)の(1)に記載の事由で当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- ⑤当社が本項目(2)の(2)に記載の事由に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスについては、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様とし払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレットに記載した旅行代金の額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレットに記載した旅行代金の額又は旅行開始日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

- (2)本項目(1)の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求權行使を妨げるものではありません。

(3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。

- (4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要と

なります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1)【現地添乗員同行】表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行方、サービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を丁寧に実施するため必要な業務いたします。旅途中は自らの運営や安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までです。
- (2)【現地添乗員同行】表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項目における添乗員の業務に準じます。
- (3)【現地添乗員同行】表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を内包にするために必要な業務を行ないます。
- (4)個人プランには、添乗員が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供に中止やお客様のご都合で遅延ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取り扱い店舗が休業日又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用料金のサービス提供機関（ホテル、交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかつた場合は、お客様がご自身で、一切の返金を受けられないことがあります。
- (5)現地添乗員同行ではない区间及び現地係員が業務を行なわない区间において、悪天候等により、サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を行なせた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限ります。
- (2)お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項目(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれからのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれによって生じる旅行日程の変更、旅行中の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項目(1)の損害につきましては、本項目(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行なう賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）。といたします。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集企画旅行参加中に偶然かつ急激な外傷の事故により、その生身に被られた一定の損害につきましては死体補償金（500万円）、後遺障害補償金（150万円を上限）、入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。を支払います。
- (2)本項目(1)にかかわらず、当社の手配による募集企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日にについては、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、該募集企画旅行参加中とはいたしません。
- (3)お客様が募集企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酔い連々、疾病等のほか、募集企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハマー等の登山用具を使用するもの）、リュックサック、ボルスター、スカイダイビング、ハンググライダー等、超軽量力機（モーターハンググライダー、マイクロライド機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプロペラ機等その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項目(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証券、金庫証券（通帳及び現金支払機用カードを含みます）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品についても、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項目(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であつても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一誤認書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、韓族員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店舗に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する日程までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションアルツアー又は情報提供

- (1)当社の募集企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社企画・実施する募集企画旅行（以下「当社オプションアルツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションアルツアーは、ホームページ、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
- (2)クーポン券類紛失の場合には、当社は、当該オプションアルツアー参加中における旨をホームページ、パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションアルツアー参加中における旨をホームページ、パンフレットで明示します（但し、当該オプションアルツアーのご利用日が主たる募集企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます）。また、当該オプションアルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。

③当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等を通じてお客様に発生した損害に対する、当社は第20項の特別補償規程は適用いたしません。ただし、当該オプションアルツアーのご利用日が主たる募集企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。

23. 旅行保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（たび次しの①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。（たゞ、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。）
 - ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不運、体調等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の進行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ③次に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、当社は当該旅行サービスの提供を受けたことができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項目(1)の規定にかかわらず、当社は、旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつ前の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1人につき下記の率×旅行代金

| 当社が変更補償金を支払う変更 | 旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合 | 旅行開始日以降にお客様に通知した場合 |
|--|-----------------------|--------------------|
| ①ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| ②ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）の他の旅行の目的地の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ③ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回る場合に限ります。） | 1.0% | 2.0% |
| ④ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑤ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる他の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑥ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗換便又は経由便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑦ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑧ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアーカード内に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

注1：ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞの変更につき1割として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車台毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合該当事項毎に1件とします。

注4：④⑦⑧に掲げる変更が「乗車船又は1泊の中での複数回した場合であっても、1乗車船又は1泊につき1回と見做す」とあります。

注5：③④に掲げる運送機関は宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会員（以下「提携会員」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして「旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、当該会員の旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- ⑤契約の解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から算して7日以内（誠意又は旅行開始後の解約の場合は、30日以内）を「支拂日」として払い戻します。
- ⑥上記等の理由により会員のお申し出の際は、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただけます。当該期日までにお支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

(4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約の解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から算して7日以内（誠意又は旅行開始後の解約の場合は、30日以内）を「支拂日」として払い戻します。

(6)上記等の理由により会員のお申し出の際は、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただけます。当該期日までにお支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者の損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様で充分な額の国内旅行保険に加入されることがあります。これらを担保するため、お客様にお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の内容を悉くお聞かせいただけない場合であつて、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のため必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、お預りを引き受けないことがあります。

(2)当社は、前号により取得した個人情報を、お客様の手配のため必要な範囲内で利用させていただきます。また、お申込みいただいたホームページ、パンフレット等及び保険会社、手配代理店に対する送付することにより提供いたします。

その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。

(3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあっ旋サービス業務等において、本項目(1)により取得した個人情報を扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該会社先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(4)当社は、当社が保有するお客様個人データの、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡のため必要となる最小限の範囲のものに限ります。当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。各企業は、それぞれの企業の業務内容やお客様の個人情報を発送するために、お客様の個人データを共同利用する場合、当社グループの企業について、株式会社ジェイティーピーの部門、訂正・削除の申出を受けた場合、お客様の個人データを共同利用する企業に通知いたします。当社グループの企業については、株式会社ジェイティーピーのホームページ（<http://www.jtcbcorp.jp/jp/privacy/>）をご参照ください。

(5)当社は、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パス番号及び搭乗券等の航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出发前までにお申し出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物收回に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産店等にご案内することができますが、お買物の費用や土産等のお金はお客様が負担いたします。

(3)お客様が航空会社が定めた便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（クレジットカードの利用による航空機の予約制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に乗り換える場合は、当社の手配代金・旅行代金は履行されたとし、また、当該変更部分にかかる旅程保証料・特別補償責任は免除となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社の募集企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館、ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

観光庁長官登録旅行業第1-1874号

スイトラベル(株)

〒503-0901 大垣市高屋町 1-7

☎(0584) 73-7885

総合旅行業務取扱管理者 新井 光実